

令和3年度における「災害に強い物流システムの構築」に向けた主な取組について ～主要空港が被災した場合の代替輸送連絡調整メカニズムの構築のための調査を実施～

国土交通省においては、東日本大震災等の大規模災害を踏まえ、これまで民間物資拠点のリストアップ、官民の協力協定の締結促進のほか、地域ブロック毎に地方自治体、関係省庁、有識者、物流事業者、事業者団体等の関係者からなる協議会を設置・開催するなど、災害に強い物流システムの構築に向けた取組を行ってきました。

令和3年度においては、令和2年度の成田国際空港が被災した場合に続き、我が国的主要空港が被災した場合に備え、航空貨物利用運送事業者をはじめとした物流関係者間の連絡調整体制のあり方等について検討を行い、ガイドラインを策定しました。また、引き続き民間物資拠点のリストアップ促進や、官民の協力協定の締結促進など、災害に強い物流システムに関する取組を推進してきたところです。(詳細は後掲)

国土交通省としては、今後も物流事業者の知見を生かしながら、国、自治体、民間事業者等が連携して、円滑かつ確実な支援物資物流体制を実現するため、災害に強い物流システムの構築に向けた取り組みを行って参ります。

【主な取り組み】

○主要空港が被災した場合の代替輸送連絡調整メカニズムの構築のための調査

平成30年台風21号と令和元年房総半島台風による被災事例は、関西国際空港及び成田国際空港において空港及び道路機能を一時停止させる事態を招き、航空物流面においても大きな影響を与えました。

仮に我が国的主要空港が大規模災害等により空港機能が停止又は著しく低下する場合には、被災した空港において貨物の取扱いに大きな支障が生じるのみならず、代替先として利用する他の空港においても平常時の処理能力以上の貨物が集中することによる空港機能の低下が生じ、ひいては我が国サプライチェーン全体に大きな影響を与えるおそれがあります。

令和2年度は、関係する物流事業者と検討を行い、成田国際空港において大規模な災害等が発生した場合に、代替輸送調整に必要となる関係者の連絡調整のあり方について基本的な方向性を「成田国際空港が被災した場合の代替輸送連絡調整メカニズムの構築に向けた指針」として示し、さらに令和3年度においては、我が国的主要空港が被災した場合に備え、空港会社や航空貨物利用運送事業者等の物流関係者間の連絡調整体制のあり方、代替輸送のあり方について検討会を設置して検討を行い、ガイドラインを策定しました。

※詳細は「主要空港が被災した場合の代替輸送連絡調整メカニズムの構築のための調査」をご覧下さい

○広域的な受入拠点として活用できる民間の物流施設（民間物資拠点）のリストアップ促進【継続中の取組】

地方ブロック毎に支援物資の広域的な受入拠点としての活用を想定する民間物資拠点のリストアップを促進

令和2年度末（R3.3末）全国の拠点数 1,629

令和3年度末（R4.3末）全国の拠点数 1,692 ※詳細は「民間物資拠点数の推移」をご覧ください。

→ 全国63の民間物資拠点施設が増加

○都道府県と物流事業者団体との間での物流専門家の派遣を含む災害時の輸送協定・保管協定の締結等の促進【継続中の取組】

災害時における都道府県や物流事業者団体との輸送・保管・職員派遣に関する官民協力協定の締結等を促進

東日本大震災時 (輸送) 38 (保管) 11 (職員派遣) 18

令和3年度末（R4.3末） (輸送) 47 (保管) 46 (職員派遣) 87 ※詳細は「災害時の協力協定締結状況の推移」をご覧ください。